



総務省

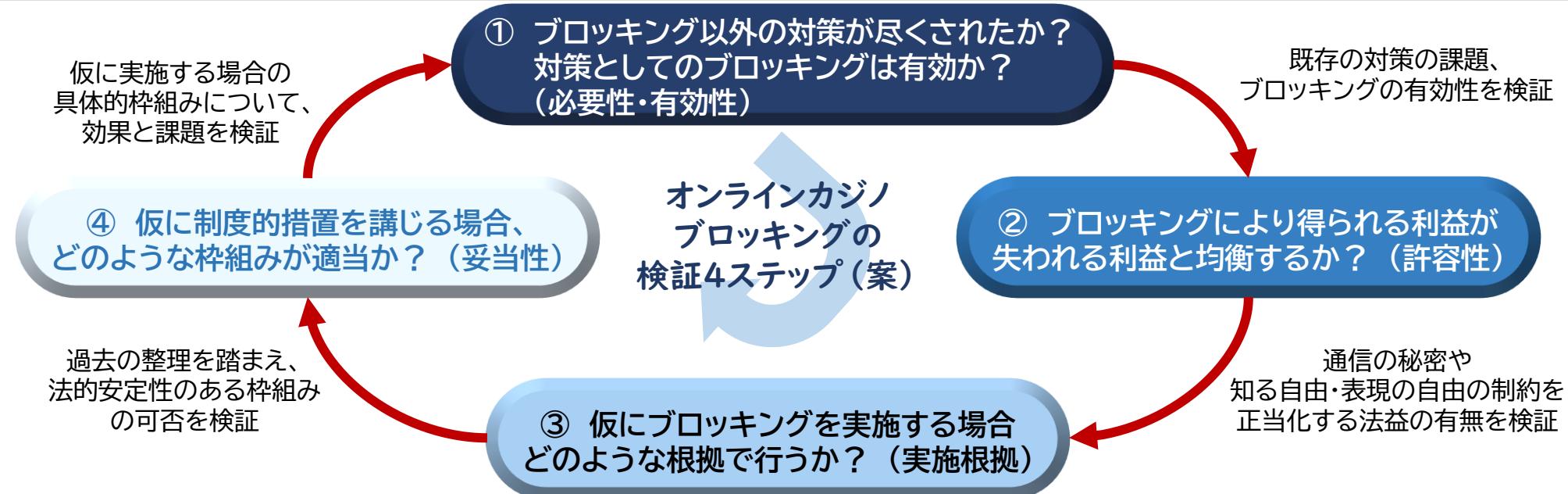
中間論点整理案 (骨子)

令和7年6月20日
事務局

はじめに

《検討の基本的視座(案)》

- オンラインカジノの弊害は深刻であり、一の対策に依拠するのではなく、官民の関係者が協力し、実効性のある対策を包括的に講じていくことが重要ではないか。その中で、アクセス抑止策についても検討していくべきではないか。
- アクセス抑止策の一手段であるブロッキングは、すべてのインターネット利用者の宛先を網羅的に確認することを前提とする技術であり、電気通信事業法が定める「通信の秘密」の保護に外形的に抵触し、手法によっては「知る自由・表現の自由」に制約を与えるおそれがある。通信事業者がブロッキングを実施するためには、合法的に行うための環境整備が求められるのではないか。
- 具体的には、①ブロッキングは、他のより権利制限的ではない対策(例:周知啓発、フィルタリング等)を尽くした上でなお深刻な被害が減らすこと、対策として有効性がある場合に実施を検討すべきものであること(必要性・有効性)、②ブロッキングにより得られる利益と失われる利益の均衡に配慮すべきこと(許容性)、③仮に実施する場合、通信事業者の法的安定性の観点から実施根拠を明確化すべきこと(実施根拠)、④仮に制度的措置を講じる場合、どのような法的枠組みが適当かを明確化すべきこと(妥当性)という4つのステップに沿って、丁寧に検証することが適當ではないか。
- また、上記の検証に当たっては、主要先進国において、立法措置の中でブロッキングを対策の一つとして位置づけている例も参考にすべきではないか。



1. 検討の背景

① オンラインカジノの現状認識

- 本検討会における「オンラインカジノ」とは、インターネットを利用して行われるバカラ、スロット、ポーカー、スポーツベッティングなど違法な賭博行為をいう。
- 公営競技を含むギャンブルについてギャンブル等依存症の問題がかねてより指摘されてきたところ、警察庁委託調査研究(本年3月公表)によって、ギャンブルの中でも特にオンラインカジノについて、利用の急速かつ広範な拡大が浮き彫りとなり、青少年を含む利用者のギャンブル依存や借金等を通じた家族への被害の広がりといった課題の深刻さが明らかとなつた。また、運営主体の多くはオンラインカジノが合法である国外にあり巨大な国富の流出が生じている他、検挙されている決済代行業者等の中には組織犯罪グループが含まれていること等を踏まえると、我が国の経済社会に与える弊害も大きい。加えて、欧州等においてはスポーツベッティング市場の拡大が指摘されており、不正操作やギャンブル依存症を防止することにより、スポーツの健全性を確保することが課題となっている。
- オンラインカジノ問題の広がりの背景として、著名人を起用した広告等により、オンラインカジノが合法であるかのような誤った情報が広まったこと、SNS等を通じた巧妙な誘導を通じて利用しやすい環境が存在すること、利用や決済に対する制限や年齢認証等の対策が講じられておらず、際限なく賭けが行えること等が指摘されている。
- オンラインカジノを巡っては、これまでも、賭客や開張者の検挙、違法性に関する周知啓発等の対策が講じられてきたところだが、近時の課題の深刻化を踏まえ、さらなる取組の必要性が認識されてきた。具体的には、政府において、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の改定(本年3月21日)ではじめてオンラインカジノへの対策が盛り込まれ、今国会で成立した改正ギャンブル等依存症対策基本法において、オンラインカジノサイトを掲示し、又は誘導する情報を発信することが禁止される等、順次対策が講じられている。

② 包括的な対策の必要性

- オンラインカジノへの対策としては、違法であることの周知啓発、賭博行為の検挙・取締りの強化、オンラインカジノサイトへのアクセス抑止、賭博に係る支払抑止、日本向けのオンラインカジノ提供を停止するよう外国政府へ要請、ギャンブル依存症に関する啓発、支援団体・医療機関との連携等の様々な対策があり得るところ、オンラインカジノの広がりを踏まえれば、一の対策に依拠するのではなく、官民の関係者が協力し、実効性のある対策を包括的に講じていくことが重要ではないか。
- 例えは、支払抑止については、カジノ目的でのクレジットカードの利用禁止といった対策が考えられるが、カード会社による決済・取引先の網羅的な確認が困難である等の課題が指摘されており、引き続き検討が必要ではないか。
- その上で、オンラインカジノは、国内の利用者がインターネットを通じてオンラインカジノサイトを閲覧し、賭けを行うことによってはじめて成立するものであることから、アクセス抑止の取組を進めることが有効な対策となるのではないか。

1. 検討の背景

③ アクセス抑止の在り方

- オンラインカジノに関する情報の流れを総体として見た場合、(ア)インターネット利用者が、オンラインカジノサイトの閲覧やダウンロード等を行う行為、(イ)電気通信事業者が、インターネット接続サービスを媒介する行為(当該媒介行為を補完し、クラウドや名前解決等のサービスを提供する行為を含む)、(ウ)検索サービス事業者やアピリストア運営事業者が、特定のサイトやアプリを整理・分類して、オンラインカジノサイト等のURLを提供する行為、(エ)SNSの利用者やリーチサイトの運営者が、オンラインカジノの利用を誘導する行為(当該誘導行為を補完し、決済や与信等のサービスを提供する行為を含む)、(オ)オンラインカジノサイトの運営者が、カジノ行為を行う賭博場を開張する行為に大別される。
- (ア)については、利用者は賭けを行った場合には刑法上の単純賭博罪又は常習賭博罪が成立する可能性があるが、サイトを閲覧する行為自体は違法ではない。(イ)については、電気通信事業者は通信の秘密を保護する責務を負う。(ウ)については、検索事業者等は利用規約等に基づいて違法情報の削除等を行う場合があるが、一般的な監視義務はない。(エ)については、SNSの利用者やリーチサイト運営者の誘導行為は刑法犯が成立する場合等を除けば違法ではなく、刑法犯の成否は個別具体的な事案による。(オ)については、サイト運営者は国内で賭博の場の提供を実質的に行っている場合には賭博罪又は賭博場開張等図利罪が成立する可能性があるが、その行為のすべてが国外で行われている場合は刑法の適用対象でなく、発信行為自体は必ずしも違法ではないとされている。
- このように、現行法上、オンラインカジノの利用全体にわたり、オンラインカジノに関する情報の流通に関する行為そのものは必ずしも違法ではないことが、違法情報の発信や閲覧に対する有効な対策の不足といった課題の一因となってきたと考えられるのではないか。
- 今後、「ギャンブル等依存症対策基本法」の改正により、オンラインカジノサイトの開設や誘導行為自体が違法化されることは、違法であることの認識が広まることに加え、アクセス抑止の観点からも一定の効果が期待される。すなわち、特に上記(エ)との関係で、①国内のSNS等のサイト運営者が利用規約等に基づく削除等の対応を行いやすくなる。また、特に上記(オ)との関係で、②国外のサイト開設者に対して日本からのアクセス制限(ジオブロッキング)等の対応を求めやすくなること等を通じて、オンラインカジノの利用が減少することが期待される。総務省としても、違法情報ガイドラインへの反映等を通じて、適正な利用環境の整備に貢献することが求められるのではないか。
- 本検討会では、アクセス抑止策の中でもブロックングが法的・技術的に多角的な検討を要する課題であることを踏まえ、現下の状況における被害の甚大さに鑑み、その法的・技術的課題について丁寧に検討するものである。

2. アクセス抑止の全体像とブロッキング

- オンラインカジノ問題の深刻さを踏まえれば、アクセス抑止策の実効性を少しでも高める必要があり、一つの方策に依拠するのではなく、抑止策の全体像を踏まえて「できることはやる」という姿勢を持つことが重要ではないか。
- そうした観点から、現状で考えられる抑止策について、その効果と課題について検証することにより、包括的な取組を講じることが求められるのではないか。

	概要	主な法的課題	主な技術的課題	実効性
フィルタリング	● 利用者の端末等において、利用者や保護者の同意に基づき、特定サイトの閲覧を制限。	● 利用者・親権者の同意がある場合のみ有効。	● 閲覧制限サイトのリストは、フィルタリング事業者の判断による。	● 青少年には義務付け、依存症患者には導入働きかけが進展する等、一定の効果あり。
情報の削除	● 場の提供等を行う事業者が、利用規約等に基づき違法・有害情報を削除。	● 利用規約等に基づく削除については、私人間の契約に基づくもの。	● 削除の可否は、サイト運営者等の判断による。	● 情報が違法化されれば、事業者は約款に基づく削除が容易に。
ジオブロッキング	● サイトを開設する事業者が、IP等に基づいて特定の国・地域のアクセスを制限。	● サイト運営者の判断による制限であり、通信の秘密に関する課題はない。	● 制限の可否は、サイト運営者等の判断による。	● 海外事業者については、強制できない。 ● 技術的な回避策あり。
CDN対応	● CDN事業者が、利用規約等に基づき違法・有害情報の削除、契約を解除等。	● 対応に応じて要検討(ブロッキング類似の対策である場合、通信の秘密の保護との関係で整理が必要)。		● オンラインカジノ事業者の契約状況による。
検索結果の非表示・警告	● 検索事業者が、特定のサイトを非表示にしたり、警告表示を行ったりする。	● 検索サービスの客觀性・中立性、国民の知る権利とのバランスが必要。	● 具体的な仕組を踏まえて検討(過剰制限のおそれ等)。	● アルゴリズム対策とのいたちごっこの側面。
ドメイン名の利用停止	● レジストリが、特定のドメイン名の利用を停止。	● 対応に応じて要検討。	● 具体的な仕組を踏まえて検討(過剰制限のおそれ等)。	● 海外事業者については、強制できない。
ブロッキング	● ISPが、利用者の同意なく、特定のアドレスへのアクセスを遮断。	● 通信の秘密の侵害に該当する(実施には法的根拠が必要)。	● 具体的な仕組みを踏まえて検討(過剰制限のおそれ等)。	● 技術的な回避が容易。

3. ブロッキングに関する法的検討

① 必要性(ブロッキング以外の対策が尽くされたか)

《基本的考え方》

- ブロッキングは、インターネット接続事業者(ISP)が、オンラインカジノの利用者だけでなく、すべてのインターネット利用者の接続先等を確認し、通信当事者の同意なく遮断等を行うものであり、電気通信事業法が規定する通信の秘密の侵害に該当する。
- 違法情報を閲覧する者の知る自由や違法情報を発信する者の表現の自由については要保護性自体が問題となり得るが、ブロッキングで用いられる手法は、技術的には違法情報に限らず、あらゆる情報の遮断を行うことができるものであることから、遮断先リストの作成・管理の在り方によっては、誤って遮断する「ミスブロッキング」や過剰に遮断する「オーバーブロッキング」等の課題があることが指摘されている。
- このように、ブロッキングが、「通信の秘密」や「知る自由・表現の自由」に抵触しうるものであり、とりわけ電気通信事業法上の通信の秘密の侵害の構成要件に該当する行為であることから、実施には慎重な検討が求められる。すなわち、ブロッキングが単に有効な対策であるだけでは足りず、他のより権利制限的ではない有効な対策が尽くされたかどうかを検証することが必要ではないか。
- この点、児童ポルノのブロッキングにおいては、国内における児童ポルノサイトの運営や情報の頒布に関与した者の検挙に加え、海外のサイト運営者に対する国際捜査共助等、国内外において法執行が積極的に行われてきた。また、SNS事業者等による利用規約等に基づく削除を含めて、他の手段が一定程度講じられている中にあってもなお、被害が減らないという実態があり、それを踏まえて、総務省の有識者検討会においてブロッキングを実施するための考え方が整理されたという経緯があり、この観点から参考になるのではないか。

3. ブロッキングに関する法的検討

① 必要性(ブロッキング以外の対策が尽くされたか) (つづき)

《具体的検討》

- オンラインカジノについては、フィルタリング、削除、ジオブロッキング等、他のより権利制限的ではないアクセス抑止策の実効性を検証するとともに、支払抑止等のアクセス抑止策以外の様々な対策についての実効性も併せて検証し、これらの対策を尽くした上でなおブロッキングを実施する合理的な必要性があるかどうかを検討すべきではないか。
- フィルタリングについては、すでにオンラインカジノを含むギャンブルは小学生から高校生までの全年齢向けに制限対象とされており、フィルタリングの提供を義務付けている青少年インターネット環境整備法の存在も相まって、少なくとも青少年向けには一定の取組が行われているといえる。フィルタリングサービスは、本人の同意があれば、青少年以外にも利用可能であることから、例えば依存症患者やその法定代理人、医療従事者等に対して一層の普及促進を図っていくことが考えられる。フィルタリングについては、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、今後一層の普及促進の取組が期待されるのではないか。
- 一方、オンラインカジノの広告や誘導を行うSNS事業者や検索事業者による削除等の取組については、一定程度対応が進んでいるものの、いまだ国民が容易にカジノサイトにアクセス可能な状況がある。この点については、上記改正「ギャンブル等依存症対策基本法」で違法行為としての明確化が図られ、IHC(インターネット・ホットラインセンター)の「運用ガイドライン」や総務省「違法情報ガイドライン」に明記されることにより、国内のSNS事業者等による削除が一層進むことが期待されることに加え、国外のサイト運営者等に対しても、ジオブロッキングの要請を行いやすい環境も整うことから、まずはこれらの対策の効果の検証を行うことが適当ではないか。
- なお、オンラインカジノサイトの運営者は、トラフィック負荷の分散やサイバーセキュリティ対策の観点から、CDNサービスへの依存を高めているとの指摘がある。CDN事業者については、違法情報対策の観点から、利用規約等に基づく削除等の取組の強化が期待されているが、ネットワーク構成において実際に果たしている役割は契約毎に区々であること、海賊版対策を巡って訴訟が生じていること等から、まずは実態を把握することが求められるのではないか。
- 政府として、当面の間、上記の対策を包括的に進めるとともに、一定の期間を置いた上で、それらの対策を尽くしたとしてもなお違法オンラインカジノに係る情報の流通が著しく減少しない場合には、ブロッキングを排除せず、追加的な対応を講じることが適当ではないか。

3. ブロッキングに関する法的検討

① 有効性(対策としてのブロッキングは有効か)

- ブロッキングについては、技術的な回避策(例えば、VPN等によりDNSサーバを迂回する方法)があると指摘されており、近年では、特定のスマートフォン等の端末におけるプライバシー保護を目的とする機能を利用することにより、誰でも容易に回避することができるようになっているとの指摘がある。児童ポルノサイトのブロッキングが検討された時と比べ、環境変化を踏まえた議論が必要ではないか。
- 一方で、カジュアルユーザーや若年層がギャンブル等依存症になる前の対策が重要であり、ブロッキングは、これらの者に対し、オンラインカジノの利用を抑止することが可能であり、ひいてはギャンブル等依存症になることを未然に防止するなど、予防的効果があるとの指摘もある。
- 上記観点も踏まえ、ブロッキング実施国における実施手法や効果を検証しつつ、引き続きブロッキングの有効性に関する検討を深めていくべきではないか。
- なお、ブロッキングの有効性については、②許容性(①で検討した有効性を前提に、全ての利用者の通信の秘密を侵害することとの関係で、均衡しているといえるか)の観点からも検討すべきである。具体的には、例えば、単に接続を遮断するだけではなく、オンラインカジノが違法であるとの警告表示を行うことで、よりブロッキングの予防的効果をあげられるとの指摘にも着目した議論をすべきではないか。

3. ブロッキングに関する法的検討

② 許容性(ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡するか)

《基本的考え方》

- 上記①を踏まえ、検討を行った結果、仮にブロッキングを行う必要性・有効性が認められる場合、ブロッキングが国民の基本的人権である通信の秘密を侵害する行為であることから、閲覧防止のための手段として許容されるためには、ブロッキングによって得られる利益が通信の秘密の保護と均衡するものであるかどうかを検討する必要がある。
- 電気通信事業法第4条が規定する通信の秘密の侵害行為は、直接の罰則が適用される刑事犯であるため、違法性を阻却するためには、刑法の考え方に基づき、法令行為(第35条)又は緊急避難(第37条)が成立するか否かが論点となる。
- 過去の検討では、児童ポルノサイトについて、児童の心身に対する生涯にわたる回復しがたい被害という被害の深刻さを踏まえ、総務省の有識者検討会等において緊急避難が認められるとの考え方が採られた一方、海賊版サイトについては、著作権者の経済的利益のために通信の秘密の制限することについて否定的な見解が示された(東京高判令和元年10月30日)。
- 上記は、緊急避難の成立要素である「法益の権衡」に関する判断であるが、仮に法令行為とする場合、通信の秘密の重要性を踏まえれば、緊急避難の法理を基礎としつつ、これを類型化して法定化することが考えられるのではないか。

《具体的検討》

- オンラインカジノの利用は、刑法上の賭博行為に該当することから、ブロッキングによって得られる利益を評価するにあたっては、賭博罪の保護法益について検討することが出発点となる。通説・判例によれば、賭博の保護法益は「勤労の美風」という社会的秩序であるとされること(最大判昭和25年11月22日)から、これのみで通信の秘密の侵害を正当化することは困難ではないか。
- 他方、オンラインカジノは、賭け額の異常な高騰や深刻な依存症患者の発生など、きわめて深刻な弊害が報告されており、必ずしも賭博罪の保護法益(社会的法益)に留まらず、刑法上の議論に尽きるものではないのではないか。これは、通常の賭博(合法ギャンブルのオンライン提供を含む)と異なり、①海外から日本に向けて提供されており、運営主体の適正性が担保されない、②1日当たりの賭け回数や上限額の設定、年齢確認、相談窓口の設置といった依存症を予防するための基本的な対策が講じられていない等の構造的課題に起因すると考えられ、一過性の現象と見なすことは適当ではないのではないか。
- 以上を踏まえ、ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡するかにつき具体的な検討が必要ではないか。

3. ブロッキングに関する法的検討

③ 実施根拠(仮にブロッキングを実施する場合どのような根拠で行うか)

《基本的考え方》

- 上記①・②を踏まえ、必要性・有効性と許容性が認められる状況において、電気通信事業者がブロッキングを行う場合、通信の秘密の侵害に外形的に当たることから、どのような根拠の下で合法的に行うことができるかを検証する必要があるのではないか。
- 刑法上の違法性阻却事由のうち、電気通信事業者によるブロッキングに実質的に適用しうる法理は、法令行為又は緊急避難のいずれかである。海賊版の事例において、法解釈(緊急避難の考え方)に基づき自主的にブロッキングの実施を表明した事業者が訴訟を提起され、実質的に敗訴ともいいうる判決が示されたことを踏まえれば、実施主体である電気通信事業者における法的安定性を確保する観点から、仮にブロッキングを行う場合には何らかの法的担保が必要ではないか。特に、ブロッキングにおいて犠牲にされる利益は、電気通信事業者自身が処分可能なものではなく、あくまで利用者である国民一般のものであることから、電気通信事業者における法的安定性を確保することはきわめて重要ではないか。
- なお、児童ポルノにおいては、事案の性質上、訴えを提起する当事者があまり想定されないが、一般論として、法解釈によるブロッキングには、常に訴訟リスクが伴う点に留意が必要ではないか。

《具体的検討》

- 仮に法解釈(緊急避難)で行う場合は、ブロッキングを実施する電気通信事業者において、個々の事案ごとに緊急避難の要件を満たしているかを検討し、事業者自らの判断(誤った場合のリスクは事業者が負担)で実施するかどうかを決めることになる。オンラインカジノサイトについては、無料版やゲーム等との区別が容易ではないことも指摘されているところ、仮に法令によって遮断対象や要件等を明確にしなければ、「ミスブロッキング」や「オーバーブロッキング」のリスクが高まり、法的責任(通信の秘密侵害罪、損害賠償責任)を回避するために遮断すべきサイトのブロッキングを控えることが考えられ、対策の法的安定性を欠くことになるのではないか。
- これを踏まえると、仮にオンラインカジノサイトのブロッキングを実施する場合には、法解釈に基づく事業者の自主的取組として行うのではなく、何らかの法的担保が必要ではないか。

3. ブロッキングに関する法的検討

④ 妥当性(仮に制度的措置を講じる場合どのような枠組みが適当か)

《基本的考え方》

- 上記①・②・③を踏まえ、必要性・有効性と許容性が認められる状況において、電気通信事業者が法令に基づいてブロッキングを行う場合、通信の秘密との関係で問題とならないようにするために、どのような枠組みとすることが適当かを検討する必要がある。
- ブロッキングは、あくまで、違法情報の流通によってもたらされる弊害を除去する目的を達成するためのアクセス抑止策の一つであり、その枠組みを検討するに当たっても、当該弊害の除去という本来の政策目的に基づく規制体系の中で位置づけられるべきではないか。特に、カジノを巡っては、IR法制定の過程でランドカジノの合法化の要件が定められた一方、オンライン化の是非や要件については具体的な議論が先送りとなった経緯がある。先に述べたとおり、オンラインカジノについては、他の合法ギャンブルのオンライン提供において講じられているような対策がないことが、依存症をはじめとする弊害を悪化させている面があることから、ブロッキングの制度設計に当たっても、カジノ規制全般に対する議論抜きにその在り方を検討することは困難ではないか。

《具体的検討》

- 具体的な制度を検討するに当たっては、通信の秘密の制限について厳格な要件を定めた例である「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律」(いわゆる能動的サイバー防御法)や、フランスをはじめ違法オンラインカジノ規制の一環としてブロッキングを法制化している諸外国の例が参考になるのではないか。
- 少なくとも、以下の論点について具体的な検討が必要ではないか。
 - ①遮断義務付け主体(遮断対象リストの作成・管理を適切に行う主体(オンラインカジノ規制と密接に関連)など)
 - ②遮断対象(対象範囲の明確化(国外・国内サイト、国外サイトのうち日本向けに提供するサイト、無料版の扱い等)など)
 - ③実体要件(補充性(他の対策では実効性がないこと)、実施期間、実施方法など)
 - ④手続要件(事前の透明化措置として、司法を含む独立機関の関与、遮断対象リストの公表など。事後的な救済手段として、不服申立手続・簡易な権利救済手段の創設、実施状況の報告・事後監査の仕組など)
 - ⑤その他(実施に伴う費用負担、誤遮断時の責任の所在(補償)など)

4. 諸外国の状況

- オンラインカジノのブロッキングは、欧米先進国を中心として10以上の国において実施されており、中でも、憲法レベルで通信の秘密(プライバシー)の保護を保障している中で、国家レベルでブロッキングを安定的に実施している国として、フランスおよびイギリスが挙げられる。
- フランスにおいては、ギャンブル規制を担当する国の機関が、ライセンス付与によりギャンブルを合法化した上で、オンラインカジノを含む違法ギャンブルを規制する手段の一つとしてブロッキングを法令上位置づけている。
- 今後、先進主要国を中心として、ブロッキングの具体的な内容・実施手法・効果等を含め、更なる深掘り調査を実施予定。

項目	フランス	イギリス
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 2010年にオンラインギャンブル市場が開放され、競馬、スポーツ賭博、ポーカーについては、事業者がライセンスを取得することで合法となったが、オンラインカジノについては、現時点まで、依存症リスクが特に高いこと等を理由にライセンス付与を行っておらず、違法。 ブロッキングについては、ライセンスを取得していない違法事業者（オンラインカジノ事業者を含む）が運営するギャンブルサイトを対象として、2010年より実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年の賭博法により、オンラインカジノを含む遠隔ギャンブルの規制が導入。 事業者は賭博委員会からライセンスを取得することで合法にサービスを提供できるが、ライセンスを取得しなければ違法。 ブロッキングについては、賭博委員会に命令等を行う法的権限はない（同委員会の要請に基づき、ISP事業者の自主的な取組として実施）
規制・監督機関	<ul style="list-style-type: none"> 2010年、市場開放に伴い、オンラインギャンブルを監督する独立行政機関としてオンラインギャンブル規制局（ARJEL）を設立 2019年、オンラインギャンブルに加え、カジノ、競馬、宝くじを含むすべてのギャンブル活動を一元的に監督する独立行政機関として、国立賭博局（ANJ）に再編 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年賭博法にもとづき、オンラインカジノを含む賭博全般を監督する機関（独立非省庁公共機関、NDPB）として、イギリス賭博委員会（UKGC）を設置。 包括的なライセンス発行手続き権限を持ち、違法サイト・事業者に対する停止命令の発行権限を持つ
運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 2010年から2022年より前までは、裁判所命令を得てブロッキングを実施し、2022年以降は、国立賭博局が裁判所命令を介さない形でブロッキングを実施。 2023年のブロッキング件数は、1,274件。 	<ul style="list-style-type: none"> 2024年度には、ライセンスを取得していない違法事業者に対して約500件の停止命令（cease-and-desist notices）を発出。 2024年度の賭博委員会の要請にもとづく、ISP事業者による自主的な取り組みとしてのブロッキングは約250件。
検討の動向	<ul style="list-style-type: none"> 2025年、オンラインカジノ合法化を盛り込んだ財政法案が提出された。しかし、オンラインカジノ業界における経済損失や雇用喪失、依存症リスクなどを懸念する反対意見に直面し、最終的には撤回され、審議中（25年4月時点） 	<ul style="list-style-type: none"> 賭博委員会に対して、違法サイトのIPアドレス・ドメイン名の裁判所への停止申請の権限を付与する規定を含んだ法案（Crime and Policing Bill）について審議中（25年4月時点）

※株式会社野村総合研究所作成資料（オンラインカジノに関する規制全般の整理表であり、ブロッキングに限るものではない。）

5. ブロッキングに関する技術的検討

① 具体的な方式

- ブロッキングを行う場合、DNSサーバの名前解決機能を用いてリクエスト先とは異なるサイトに誘導する「DNSポイズニング方式」や、個別のトラフィックを解析するDPI装置を用いて特定のサイトへの通信を遮断する「URLフィルタリング」等の技術が知られている。DNS方式は、簡易で安価に実装できる等のメリットがある一方、ドメイン単位であるためオーバーブロッキングの危険性が比較的高く、技術的回避が容易である等の課題が指摘されている。他方、URL方式は、より精緻に遮断でき、技術的回避が困難である等のメリットがある一方、DPI装置が高価であり対応可能な事業者が限られる等の課題が指摘されている。
- 我が国における児童ポルノのブロッキングや、諸外国におけるオンラインカジノのブロッキング等においては、DNS方式が採用されている。ブロッキングは、できるだけ多くのISPが参加することで実効性が上がるものであることから、中小事業者を含む電気通信事業者が義務として遮断を行う手法としては、DNS方式が望ましいのではないか。
- 近時では、セキュリティ対策の観点から、DNS方式による対応が困難な保護技術の採用が進んでおり、こうした点については政府としても継続的にフォローアップを行っていくことが適当ではないか。

② 技術的回避策への対応

- ブロッキングについては、DNS方式の場合、技術的に回避策がある、悪意あるサイト運営者がドメインを次々と移転させるホッピングが生じる等の技術的課題が指摘されている(法的課題については先述)。
- 技術的観点から回避策に対してどのように対応していくかという点については、諸外国における取組等も参考にしつつ、ISP間での情報共有や国による技術開発の支援等を通じて、対策の実効性の向上を図っていくことが適当ではないか。

6. 概括的整理と今後の検討に向けて

- オンラインカジノは、我が国の社会経済活動に深刻な弊害をもたらしており、喫緊の対策が求められているのではないか。その際、違法オンラインカジノをギャンブル規制の中でどのように位置づけ、実効的な対策を実現するかという観点から包括的に取り組む必要があり、政府全体で対策の在り方を検討していくべきではないか。
 1. オンラインカジノの利用が違法ギャンブルであるという前提に立ち、官民の関係者が協力し、包括的な対策を講じるべき。
(包括的な対策の例：決済手段の抑止、違法行為に対する意識啓発・教育、取締り、アクセス抑止等)
 2. 上記の包括的な対策の中で、アクセス抑止についても、有効な対策の一つとして検討すべき。
(アクセス抑止策の例：端末等におけるフィルタリング、サイト運営者等による削除、通信事業者によるブロッキング等)
- アクセス抑止策の一手段であるブロッキングについては、「通信の秘密」や「知る自由・表現の自由」に抵触しうる対策である。そのため、実施の必要性を判断するに当たっては、今後の規制環境や犯罪実態の変化等を踏まえ、他の権利制限的ではない手段が十分に尽くされたといえるか検証するとともに、オンラインカジノ固有の侵害性の内実を突き詰めた上で、ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡しているかを検証していくべきではないか。その際、ブロッキングは技術的な回避が容易になりつつあるといった大きな課題がある一方、ギャンブル等依存症等の予防的な効果があるとの指摘も踏まえ、ブロッキングの有効性に関する検討を深めていくべきではないか。
- それでも被害が減らず、仮にブロッキングを実施せざるをえない場合には、ギャンブル規制における位置づけや法的安定性の観点から、法解釈に基づく事業者の自主的取組として行うのは適当でなく、法的担保が必要。今後、諸外国法制や他の通信の秘密との関係を整合的に解釈した法制度を参考にしつつ、通信の秘密との関係で問題とならないようにするために、どのような枠組みが適当であるかについて、遮断義務付け主体、遮断対象、実体要件、手続要件等を具体的に検討していくべきではないか。